



信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 14 号

| 改正案   |  |  |  |  |  |  |  | 現行   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 韓国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ルクセンブルク   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| メキシコ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| オランダ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ロシア   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| サウジアラビア   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シンガポール  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 南アフリカ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スペイン  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スウェーデン  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スイス   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トルコ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 英国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 米国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会（連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率（信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率（％）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>   |  |  |  |  |  |  |  | <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p> |



| 改正案  |  |  |  |  |  |  |  | 現行   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ルクセンブルク  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| メキシコ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| オランダ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ロシア  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| サウジアラビア  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シンガポール   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 南アフリカ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スペイン   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スウェーデン   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スイス  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トルコ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 英国   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 米国   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 第 2 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%)を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p> |  |  |  |  |  |  |  | <p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p> |



○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 15 号

| 改正案   |  |  |  |  |  |  |  | 現行   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 韓国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ルクセンブルク   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| メキシコ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| オランダ  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ロシア   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| サウジアラビア   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シンガポール  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 南アフリカ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スペイン  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スウェーデン  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スイス   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トルコ   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 英国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 米国  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会（連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率（信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率（％）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p> |  |  |  |  |  |  |  | <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p> |